

第119回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和4年3月2日(水)

開催場所：Web会議及び大阪府咲洲庁舎23階中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)吹田市岸部中五丁目プロジェクト商業棟(吹田市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ライフ守口滝井店(守口市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 「夜間に発生する騒音については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が届出書で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。」
(仮称)ドラッグコスモス忠岡店(忠岡町) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。